

## 男女共同参画地区推進員の制度

「富士市男女共同参画条例」第16条で男女共同参画を推進するため、普及啓発や推進状況などを行う「男女共同参画地区推進員」を各地区(まちづくりセンター単位)に置くことができる、と規定しています。

- ◆人数            1地区2人～5人(男女数が均衡するよう努める)※地区の実情に応じ増員できる。
- ◆職務            ①地区における男女共同参画の普及啓発  
                      (講座・講演会、出前講座等の開催、男女共同参画に関する情報発信等)  
                      ②地区における男女共同参画の推進状況の把握  
                      (地区住民意識調査の実施等)  
                      ③他の地区との連携及び情報交換(ブロック事業)  
                      ④市が行う研修会、講演会等への参加
- ◆委任            地区の住民で、男女共同参画の推進及び地域の特性に理解のある方のうちから、地区の推薦により市長が委任する。
- ◆任期            2年(令和5年度～令和6年度 再任は妨げない。)
- ◆活動経費      1地区    年間 40,000円    ブロック事業 年間 650,000円

## 富士市男女共同参画地区推進員配置状況

令和5年4月現在

西部ブロック		北西部ブロック		北部ブロック		備考	
岩松	4	鷹岡	5	富士見台	2	地区推進員数	
岩松北	3	広見	4	神戸	4	合計	91人
富士川	2	天間	4	吉永北	3	男性	39人    42%
松野	4	丘	3	大淵	5	女性	52人    57%
計	13	計	16	計	14		
南部ブロック		中部ブロック		東部ブロック		地区配置状況	
富士駅北	4	吉原	5	吉永	3	2人地区	5地区
富士北	2	伝法	4	元吉原	3	3人地区	7地区
富士駅南	2	今泉	4	須津	5	4人地区	10地区
田子浦	4	青葉台	2	浮島	3	5人地区	4地区
富士南	4			原田	3	6人地区	0地区
計	16	計	15	計	17	7人地区	0地区